

資料8 環境基準等

環境基準

環境基準は、環境基本法やダイオキシン類対策特別措置法等により、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音及び有害化学物質等に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められています。

(1) 大気

大気の汚染に係る環境基準について（昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号）
 二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号）
 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準（平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号）
 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）
 及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示 68 号）
 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成 21 年 9 月 9 日 環境庁告示第 33 号）

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

物質	環境上の条件
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

- (注1) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。
- (注2) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- (注3) 環境基準は、物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、定められた測定方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- (注4) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。
- (注5) ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
- (注6) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

(2) 水質

(公共用水域の) 水質汚濁に係る環境基準について (昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

物質	基準値	測定方法
カドミウム	$0.003\text{mg}/\ell$ 以下	日本産業規格 K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。)及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は昭和46年12月環境庁

物質	基準値	測定方法
全シアン	検出されないこと。	告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「環境基準告示」という。）付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01mg/ℓ 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.02mg/ℓ 以下	<p>規格 65.2（規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあつては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。）</p> <p>1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。</p> <p>2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（規格 65.の備考 11 の b)による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。</p> <p>3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170-7の7の a)又は b)に定める操作を行うこと。</p>
砒素	0.01mg/ℓ 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	環境基準告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	環境基準告示付表 4 に掲げる方法

物質	基準値	測定方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ 以下	環境基準告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める

資料 1

資料 2

資料 3

資料 4

資料 5

資料 6

資料 7

資料 8

物質	基準値	測定方法
硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c（注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	環境基準告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測

定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級,自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	20CFU/ 100mℓ 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級,水産1級,水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	300CFU/ 100mℓ 以下	
B	水道3級,水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	1,000CFU/ 100mℓ 以下	
C	水産3級,工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水2級,農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水3級,環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ 以上	—	

(備考) 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

(注 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

(注 5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン 酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ ℓ 以下	0.001mg/ ℓ 以下	0.03mg/ ℓ 以下	第 1 の 2 の (2) により水域類型 ごとに指定 する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ ℓ 以下	0.0006mg/ ℓ 以下	0.02mg/ ℓ 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ ℓ 以下	0.002mg/ ℓ 以下	0.05mg/ ℓ 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ ℓ 以下	0.002mg/ ℓ 以下	0.04mg/ ℓ 以下	

(備考) 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号）

別表 1 人の健康の保護に関する環境基準

物質	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/ℓ 以下	日本産業規格（以下「規格」という。） K 0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に 定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K 0102 の 38.1.2（規格 K 0102

物質	基準値	測定方法
全シアン	検出されないこと。	の 38 の備考 11 を除く。以下同じ。)及び 38.2 に定める方法、規格K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01mg/ℓ 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.02mg/ℓ 以下	規格 K0102 の 65.2(規格 K0102 の 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあつては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。) <ul style="list-style-type: none"> 1 規格 K0102 の 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 K0102 の 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合(規格 K0102 の 65.の備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 3 規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2 に定めるところによるほか、規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。

資料 1

資料 2

資料 3

資料 4

資料 5

資料 6

資料 7

資料 8

物質	基準値	測定方法
砒素	0.01mg/ℓ 以下	規格 K0102 の規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン	0.002mg/ℓ 以下	平成9年3月環境庁告示第10号(地下水の水質汚濁に係る環境基準について)付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.1

物質	基準値	測定方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ 以下	に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ 以下	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素 及び 亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下	規格 K0102 の 34.1 (規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、規格 K0170—6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 K0102 の 34.1.1c) (注(2)第三文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。) に定

物 質	基準値	測定方法
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下	める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ 以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(3) 土壌

土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日 環境庁告示第46号）

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1ℓ につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。

項 目	環 境 上 の 条 件
総水銀	検液 1ℓ につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓ につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1ℓ につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1ℓ につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1ℓ につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1ℓ につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1ℓ につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1ℓ につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1ℓ につき 0.05mg 以下であること。

(注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

資料 1

資料 2

資料 3

資料 4

資料 5

資料 6

資料 7

資料 8

(注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓにつき 0.003 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓにつき 0.009 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg及び 3 mgとする。

(注3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

(4) 騒音

騒音に係る環境基準について（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）

環境基準

地域の類型	時間の区分		該当地域
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～翌 6:00	
AA	50 デシベル 以下	40 デシベル 以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	専ら住居の用に供する地域（第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域）
B	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下	主として住居の用に供される地域（第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない区域）
C	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域）

(注1) 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（平成 24 年 4 月 1 日 熊谷市告示第 70 号）。

道路に面する地域の環境基準

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(注1) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線道路を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下

(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下)によることができる。

(注1) 幹線交通を担う道路に近接する空間は、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から 20 メートルまでの範囲とする。

(5) ダイオキシン類及びその他の有害化学物質

ダイオキシン類に係る環境基準について

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 7 条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基

準」という。)は、次のとおりとする。

第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
- 3 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 4 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 5 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 6 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

第2 達成期間等

- 1 環境基準が達成されていない地域又は水域にあつては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。
- 2 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあつては、その維持に努めることとする。
- 3 土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壌の汚染に起因する環境影響を防止することとする。

第3 環境基準の見直し

ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととする。

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/ℓ 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

(備考)

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設からの排出基準について

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年 12 月 27 日 総理府令第 67 号）

大気排出基準（基準適用場所は各排出口（各煙突））

号	特定施設の種類	該当規模要件	排出基準 ng-TEQ/m ³ N		
			新設	既設	
1	焼結鉱（銑鉄製造用に限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力 ⇒1t/h 以上	0.1	1	
2	製鋼の用に供する電気炉 （鋳鋼・鍛鋼製造用を除く。）	変圧器の定格容量 ⇒1,000kVA 以上	0.5	5	
3	亜鉛の回収（製鋼用電気炉の集じん灰からの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉又は乾燥炉	原料の処理能力 ⇒0.5t/h 以上	1	10	
4	アルミニウム合金製造（原料としてアルミニウムくず（当該工場の圧延工程から生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉	焙焼炉 乾燥炉	原料処理能力 ⇒0.5t/h 以上	1	5
		溶解炉	容量 ⇒1t 以上		
5	廃棄物焼却炉	焼却能力（合計） ⇒50kg/h 以上	焼却能力 ⇒4 t/h 以上	0.1	1
		or	焼却能力 ⇒2 ~ 4 t/h	1	5
		火床面積（合計） ⇒0.5 m ² 以上	焼却能力 ⇒2t/h 未滿	5	10

(注 1) 既設炉とは、廃棄物焼却炉（火格子面積 2 m²以上又は焼却能力 200kg/h 以上）及び

製鋼の用に供する電気炉は、平成9年12月1日までに設置されたもの（設置工事をしているものを含む）、それ以外の施設は平成12年1月15日までに設置されたものとなる。

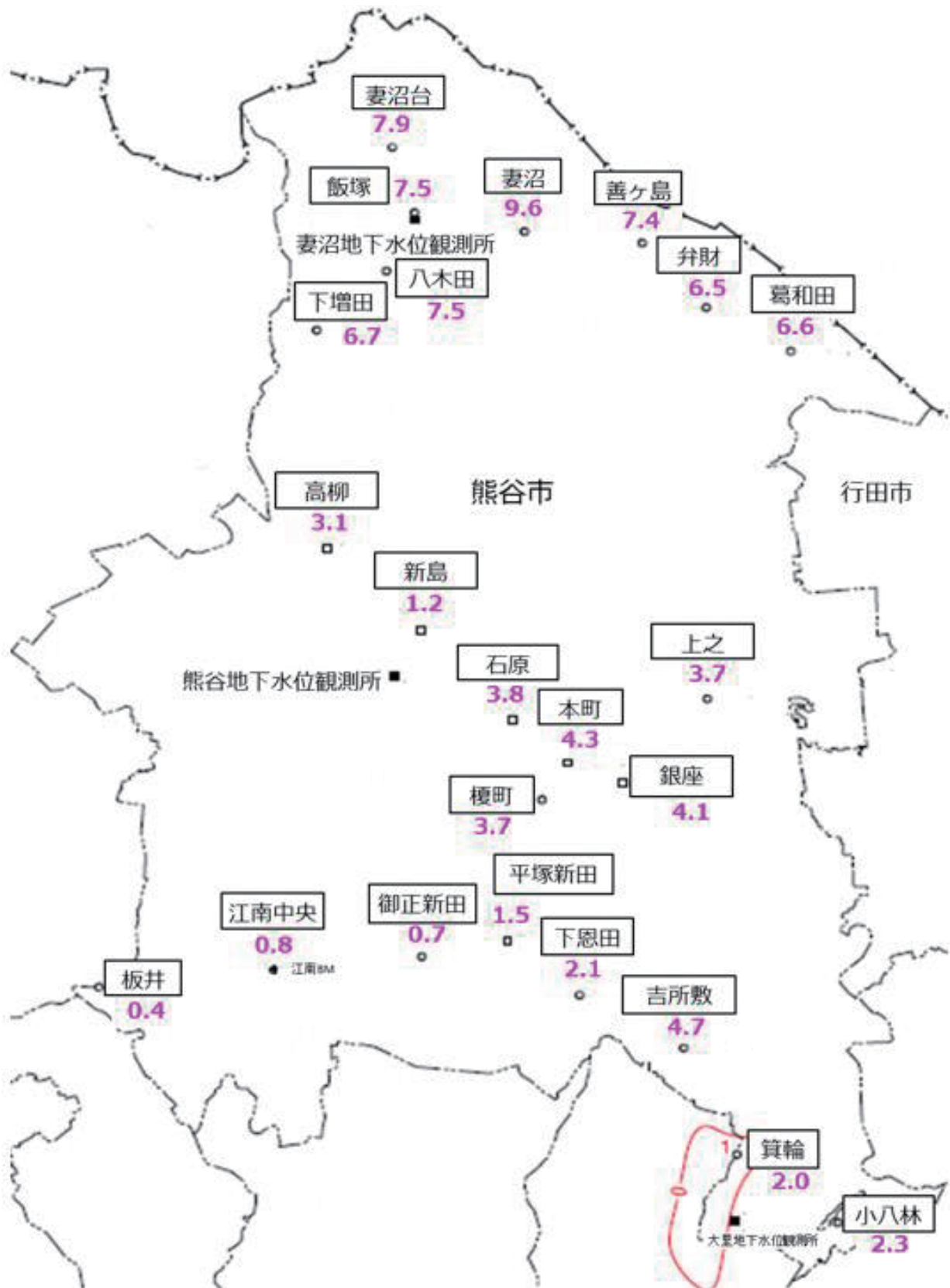
有害化学物質等について

ダイオキシン	<p>平成11年7月16日に公布された「ダイオキシン類対策特別措置法」において、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）にコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を含めて「ダイオキシン類」と定義されています。主としてものを燃やすところから発生し、ごみ焼却施設等処理施設で取りきれなかった部分が大気中に出て行きます。また、かつて使われたPCBや一部の農薬に不純物として含まれていたものが、環境中に蓄積しているとも言われています。</p> <p>多量の暴露では、発がんを促進する作用、生殖機能、甲状腺機能及び免疫機能への影響があることが動物実験で報告されています。しかし、人に対しても同じような影響があるのかどうかはまだよく分かっていません。</p>
アスベスト	<p>石綿ともいわれる繊維状鉱物で、耐熱性や耐薬性に優れていることから、過去には工業原料として幅広く利用されていました。しかし、吸入した場合に人体に悪影響を与え、肺がんや悪性中皮腫等の原因になるとされているため、新たな製造・使用等は禁止されています。</p> <p>アスベストは大変飛散しやすく、アスベストを使用した建築物を解体する際には周辺への飛散防止対策が必要なことから、関係法令での規制が拡充・強化されています。</p>
有害化学物質	<p>有害化学物質は、環境を經由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質をさす一般的な総称です。主なものとして、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などで規制されている物質などがあります。例えば、内分泌かく乱物質は、動物の体内に取り込まれた場合に、生体内の正常ホルモンの作用に影響を与える物質であり、業務用合成洗剤の分解物質であるノニルフェノールやポリカーボネート樹脂の原材料であるビスフェノールなどが疑われています。</p>

(6) 熊谷市の地盤沈下量 (参考)

1年間の地盤沈下量(測定期間：令和3年1月1日～令和4年1月1日)

(単位：mm)



資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

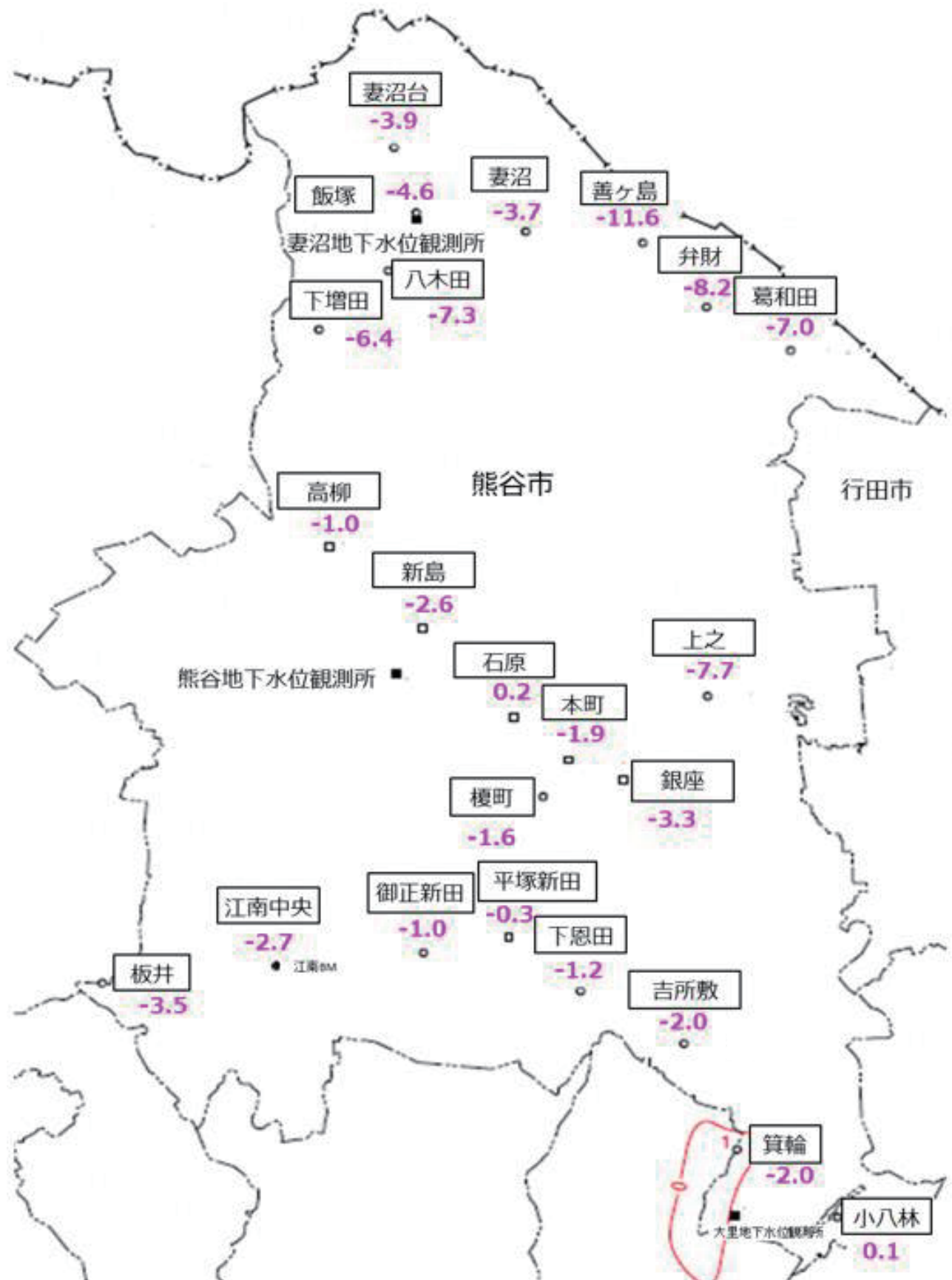
資料6

資料7

資料8

5年間の地盤沈下量(測定期間：平成29年1月1日～令和4年1月1日)

(単位：mm)



第2次熊谷市環境基本計画（改訂版）

2024（令和6）年3月

発行 埼玉県熊谷市

熊谷市宮町二丁目47番地1

編集 熊谷市環境部環境政策課
